

ニセコ町民間資金活用集合住宅建設等促進条例(平成22年条例第23号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(固定資産税の減免の額及び期間)</p> <p>第7条 町長は、平成30年3月31日までに建設又は新たに取得し改修した民活集合住宅について、次の各号に該当する期間の間、当該固定資産税を減免する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第359条に定められた国定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された当該民活集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった年度から3年度分は、全額免除とする(ただし、地方税法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)</p> <p>(2) 4年目から6年目までの3年度分は、課税額の5割を減額した額とする(ただし、地方税法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)</p> <p>(3) 7年目から10年目までの4年度分は課税額の3割を減額した額とする。</p> <p>2 固定資産税の減免を受けようとする者は、毎年度の最初の納期限前7日までに、減免申請書等を町長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(減免の取消し)</p> <p>第8条 町長は、前条の規定により固定資産税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、減免を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>(固定資産税の減免の額及び期間)</p> <p>第7条 町長は、平成32年3月31日までに建設又は新たに取得し改修し、かつ、地方税法(昭和25年法律第226号)第359条に定められた固定資産税の賦課期日に基づき町の不動産登記簿又は土地家屋課税台帳に登録された民間集合住宅に対して新たに固定資産税が課せられることとなった初年度に限り、当該固定資産税を全額免除する(ただし、同法附則第15条の6及び第15条の7で軽減される税額を除く。)</p> <p>2 固定資産税の減免を受けようとする者は、_____最初の納期限前7日までに、減免申請書等を町長に提出しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(減免の取消し)</p> <p>第8条 町長は、前条の規定により固定資産税の減免を受けた者が次の各号のいずれかに該当する行為をした場合には、減免を取り消すことができる。</p> <p>(1) (略)</p>

(2) 無償又は他と均衡を乱す家賃で三親等以内の親族を入居させた場合

(3) (略)

(相続等による承継)

第10条 第4条の規定により支援を受ける者から相続、遺贈又は吸収合併によりその地位を承継した者(以下「承継者」という。)は、規則で定める権利義務承継届出書により遅滞なく町長に届け出なければならない。

2 前項の規定により届け出た者の固定資産税の減免の期間は、同日におけるその支援を受ける者に係る第7条に規定する残存期間とする。ただし、承継者が支援の継続を望まない場合は、この限りでない。

(支援を受ける者の責務)

第11条 (略)

(委任)

第12条 (略)

附 則

2 この条例は、同条例の適用の日から起算して8年を経過した日に、その効力を失うものとする。

3 前項の規定にかかわらず、第7条から第11条までの規定は、前項の規定する日以後も、なおその効力を有する。

(2) 固定資産税の減免対象とした民活集合住宅に供する部分に無償又は他と均衡を乱す家賃で3親等以内の親族を入居させた場合

(3) (略)

(支援を受ける者の責務)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

附 則